

沖縄の特定中小企業者又は特定中小連結法人が  
 経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合  
 のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	( )
----------------------	-------------	-----	-----

供用廃止設備の明細	資産	種	類	1				
		設備の名称	2					
	産区	貸借年月日	3	平・・	平・・	平・・		
		リース契約期間の月数	4		月	月	月	
		事業の用に供した年月日	5	平・・	平・・	平・・		
	分	事業の用に供しなくなった年月日	6	平・・	平・・	平・・		
		事業の用に供した月数	7	(6)-(5)	月	月	月	
		リース費用の総額	8		円	円	円	
	税額相控除限度	基準リース料	9	$(8) \times \frac{60}{100}$				
		税額控除限度額相当額	10	$(9) \times \frac{15}{100}$				
供用年度のリース特別控除額 (別表六(二十)「5」の供用年度分)		11						
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度実施額の計算	供用年度のリース特別控除額 (11)に別戻を備合 のり控し受が うし除のけあ ちスの適たる 既特取用設場	(36)の計	12				
			①又は(①+②)	13		(16)の①	(16)の①+②	
		(12)+(13)	14					
		供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (11)-(14)(マイナスの場合は0)	15					
	供用年度のリース税額控除実施額 (10)と(15)のうち少ない金額)	16	①		②			
	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後の繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(二十)「6」の合計額+(別表六(十八)「21」又は別表六(二十一)「19」)	17					
			供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十)「8」の供用年度分)	18				
		(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19					
		供用年度後の繰越税額控除限度超過額の計算	供用年度後の繰越税額控除限度超過額の計算 (17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各 連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	(37)の計	20			
				③又は(③+④)	21		(26)の③	(26)の③+④
(20)+(21)		22						
(17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各 連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額		23						
供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (17)-(18)-(19)-(22)-(23)(マイナスの場合は0)		24						
(10)-(16)	25							
供用年度後のリース税額控除実施額 (24)と(25)のうち少ない金額)	26	③		④				
供用廃止設備のリース税額控除実施額 (16)+(26)	27							
リース取戻特別税	(10)と(27)のうち少ない金額	28						
	リース特別控除取戻税額 $(28) \times \frac{(4)-(7)}{(4)}$	29						
	リース特別控除取戻税額の合計額	30				(29)の計		
(10)の金額が 超える場合	供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は 連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額 (10)-(27)	31						
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細								
設備の名称	32					計		
事業の用に供した年月日	33	平・・	平・・	平・・				
事業の用に供しなくなった年月日	34	平・・	平・・	平・・				
リース費用の総額	35		円	円	円	円		
供用年度のリース税額控除実施額	36							
供用年度後のリース税額控除実施額	37							
リース税額控除実施額 (36)+(37)	38							

## 別表六（十九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の10第6項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）若しくは平成17年改正前の措置法（以下「平成17年旧措置法」といいます。）第42条の10第6項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の14第6項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）若しくは平成17年旧措置法第68条の14第6項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～27」の各欄は、次により記載します。

(1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成19年旧措置法第42条の10第3項又は第68条の14第3項（リース税額控除）の規定により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(二十)の「リースに係るもの5」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(1)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

(2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後4年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成19年旧措置法第42条の10第4項又は第68条の14第4項（繰越控除）の規定により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のう

ち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(二十)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後4年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額と当期における別表六(十八)の「前期繰越分」の「当期繰越税額控除額21」の金額（当期が連結事業年度の場合は、別表六の二(十一)のその法人に係る「当期分の特別控除額19」の金額）とを合計した金額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の10第7項第2号イ(1)又は第39条の44第10項第2号イ(1)に規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、平成19年旧措置法令第27条の10第7項第2号イ(2)又は第39条の44第10項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前4年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合20～22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

3 「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」は、平成19年旧措置法令第27条の10第9項又は第39条の44第14項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、当該調整額は当期の別表六(十八)の「当期控除可能額等27」及び「当期控除可能額等30」の外書（連結事業年度については、別表六の二(十一)の「当期控除可能額等47」及び「当期控除可能額等50」の外書）にそれぞれ移記してください。